

職員の懲戒処分公表

下記のとおり、懲戒処分を行いましたので公表します。

このたびの企業団職員及び元企業団職員等が収賄等の容疑により逮捕・起訴されたことにつきまして、お詫び申し上げるとともに、職員の服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めて参ります。

記

1 処分年月日 平成 30 年 3 月 14 日（水）

2 処分の概要

(1) 被処分者、処分内容等（事件当事者）

職名及び氏名	性別	年齢	処分内容
工務課 主任 菊井 重典	男	43 歳	免職
処分理由			
<p>被処分者は、企業団が発注した複数の工事入札に際し、関係事業者が受注することができるよう、有利かつ便宜な取り計らいとして、入札に関する秘密事項である設計金額を漏えいした。また、その謝礼として、同事業者とゴルフ旅行をし、贈答品の供与を受けた。これらは、重大な犯罪行為であるとともに、全体の奉仕者たる公務員としての自覚を著しく欠く行為であり、よって、公務の職の信用を傷つけ、職員全体に対する市民からの信頼を著しく失墜させた。</p> <p>このことは、地方公務員法第 32 条（法令等遵守義務）、同法第 33 条（信用失墜行為禁止）、同法第 34 条（守秘義務）の規定に違反し、懲戒処分の事由に該当する。</p> <p>よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に基づき懲戒処分を行った。</p>			

(2) 関係職員の処分内容等（監督責任）

職名	性別	年代	処分内容	処分理由
南あわじ市 サービスセンター長	男	50 代	減給 10 分の 1 1 か月	加重収賄容疑等で逮捕・起訴された元企業団職員（元南あわじ市派遣職員）に関して、当時、元職員を監督する立場にあったセンター長として、その責務を怠ったことにより、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号に該当したため。

<連絡先>